

第5章. 地域資源の保存・保全・活用の基本方針

5-1. 地域資源の保存・保全・活用に関する課題

【港市平戸の魅力】 島国である日本は、古来より航路を用いて大陸との交流を行っており、交易を行った港と周辺に発達した都市を「港市」と呼んでいる。9世紀頃から日本と大陸を結んだ南路と呼ばれる航路は、以後、約800年に渡り日本と大陸を結ぶ重要な航路として「人、物、文化」をもたらした（2-4）。この南路を基本とした航路は、博多と大陸を結ぶ航路（図16）で、平戸を経由地としたことから、平戸港にも多くの商船が来港し、交易を行っている。特に16世紀中頃から17世紀前半に行われたポルトガルやオランダをはじめとする西洋との交流によりもたらされた文化は、「港市平戸」



を中心として更にその周辺地域へと広がり、引き継がれ、在来の伝統文化や生活生業とともに各集落を特徴づける魅力的な「宝もの（地域資源）」として、まちの誇りになっている。

【地域の「宝もの」を取り巻く環境】 平戸市人口ビジョンの「総人口の推移と予測（図12）」によれば、今後も人口の減少が予測されている。人口減少は、それまで地域コミュニティにより継承されてきた「宝もの」を守る仕組みや財源の確保などに大きな影響を与える。「宝もの」は、地域の誇りや絆の維持、また、その根底にある知と技の継承のために欠かすことができない大切なものであることから、世代交代や少子高齢化、転出など、社会的な変化を踏まえつつ、地域内での記憶の継承すら危ぶまれている「宝もの」をどのように次世代に継承していくのかを早急に考えていく必要がある。

【地域資源の保存・保全・活用に関する課題】 地域資源把握の方針（第3章）などを踏まえ、課題を整理したものが表21である。文化財（指定文化財）は、その所有者と持続的な保護について了解を得たものであるが、修復に必要な財源（自己負担金）や技術の継承などの課題が見受けられる。また、文化財以外（未指定の地域資源）については、住民が守るべき大切なものであるという認識がないものも数多く存在していることから、不意に毀損・滅失してしまう可能性を常にはらんでいる状態である。人口減少時代において、地域資源を持続的に保護・保存・保全していくには、それそのものから所有者や集落到何らかの益をもたらし続ける循環的な仕組みをつくるのが大切であり、所有者などに認知され続けるには地域資源の適切な活用が必須であると

いえる。地域資源を守ることと活用することは密接に関連しているという認識を持ち、より総合的に事業を組み立てる必要がある。

表 21 地域資源の保存・保全・活用に関する課題一覧

| 区分 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 文化財（指定文化財）の保存・保全・活用に関する課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の適切な維持や修復活動には、相当の費用負担が必要になるため、その財源の確保を検討する必要がある。個人所有の文化財については、自己負担金の捻出も大きな課題である。 ・財源確保が困難であるため、適切な周期での修理が実施できていない文化財が存在する。 ・今後は、指定文化財として重点保護を図っているものについても、世代交代や少子高齢化、転出などにより、その保護が難しくなってくる可能性がある。 ・所有者の文化財に対する価値観の変化（誇りの喪失や場所の記憶が継承されないという課題）は、その保護や保存・保全について長期的には望ましくない結果を招く可能性がある。 ・文化財の修復にあたって、特殊な材料や工法が必要になるものもあるが、歴史的建造物や石積みの修復など、その技術を地元業者などが継承し、育成していく仕組みが必要である。また、それらに必要な材料や生産体制の確保が求められる。 ・無形民俗文化財を継承している各保存団体の共通の課題として、次世代への継承の難しさを挙げる団体が多い。 ・行政改革にともなう部署の再編などに伴い、文化財担当部局の人員確保も難しくなってくる可能性がある。人員不足は、文化財の保存整備や調査研究、指定に向けた取り組みの遅れに繋がるだけでなく、適切な日常管理すら困難になっていく可能性がある。 ・文化財や地域資源に誇りを持てるような体験プログラムの必要性。 ・見学マナーやルールが策定されていないものが多い。 ・所有者や管理者だけでなく、地域全体で守っていくという環境ができていない。 ・情報発信やブランドイメージの構築といった意識が低い場合が多い。 ・インバウンド対策が不足している。 ・文化財の活用が、地域活性化や観光振興に寄与する仕組みができていない。 |
| 文化財以外（未指定の地域資源）の保存・保全・活用に関する課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内には、多くの地域資源が存在するが、世代交代や大型公共事業の実施に伴い毀損・滅失することも少なくない。地域資源の位置づけやその保存・保全と活用の手法について検討が必要である。 ・地域資源を保存・保全、活用していくにあたっては、相当の費用負担が必要になるため、その財源の確保を検討する必要がある。 ・価値観の変化（地域資源への誇りの喪失や場所の記憶が継承されないという課題）は、地域資源の滅失に直結し、その保全について長期的には望ましくない結果を招く可能性がある。 ・保存管理（活用）計画などが策定されていないため、何をどのように扱うのか方針が定まっていない。 ・民間と連携した保存、保全、活用の取り組みが不足している。 ・地域全体で守っていくという環境ができていない。 ・ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。 ・公開活用を図る場合、所有者が明確でないものが存在する。 ・所蔵資料の長期的調査を含め、調査研究が不足している分野も多い。 |

5-2. 地域資源の保存・保全・活用に関する基本方針

5-2-1. 地域の「宝探し」から持続可能な地域づくりへ

(1) 循環型の保存・保全・活用の仕組みづくり

人々の暮らしの中で形成されてきた地域資源の価値は、従来の文化財保護行政の補助による有形物の修復や保存団体への補助のみにより守られるものではないことは、近年の少子高齢化による集落における文化財保護の実情をみると明らかである。地域資源を形成し、継承してきた社会システムに重要な意味があり、それらを支えてきた仕組みを事業計画の対象とすべきであることから、より横断的で実行力のある計画が必要になる。現在、集落が持つ文化的特性が、急速な開発行為や過疎化により失われていく中で、文化財としての価値を持つ自然や生態系、歴史的建造物だけでなく、地域の歴史や文化を基層として形成されてきた地域資源を、もう一度見直そうという機運が高まってきた。しかし、これらの地域資源を法律によって凍結保存しようとコントロールすることは難しく、日常的に変化していく景観の中でどのように保存・保全していくのかということが重要なテーマになっている。



写真 58 営農により継続される景観（棚田）



写真 59 石積みのある風景

平戸市においては、過疎化が進む集落の地域資源は、「活用することで、より確実に守ることができる」との観点から、地域資源を生かした歴史文化まちづくりと地域資源の保存・保全の取り組みをリンクさせ、循環的な仕組みとして地域計画を運用することにより、過疎地域における地域資源の新たな保存・保全の手法を確立させることとしている。それは、集落において地域資源の保存・保全と観光業の成立、地域振興の融合を目指す文化観光を実施することであり、計画対象地域における文化観光の導入は、地域の文化や資源を見直し、価値を再発見し、それを基盤とする新たな地域運営の仕組みづくりへとつながる可能性を持つ。より具体的には、住民が地域資源の価値を再認識・共有することから始め、次にそれを活用して他地域からの来訪者との「交流」を促し、経済面をも含んだ活性化につなげる。そして、常時、地域資源に関するモニタリングを行い、価値（資源性）の低下を引き起こさないように留意することを通じて、保存・保全に結びつけ、持続的な活用を実現するという仕組みの構築を行うことが地域計画の目的である（図46）。文化観光を軸とした地域住民主体による持続可能な地域資源保全の手法を模索する

こと、それは、平戸地域における各種課題を解決し、現在の多様な集落景観の保存・保全と発展を図ることにつながると考えられる。

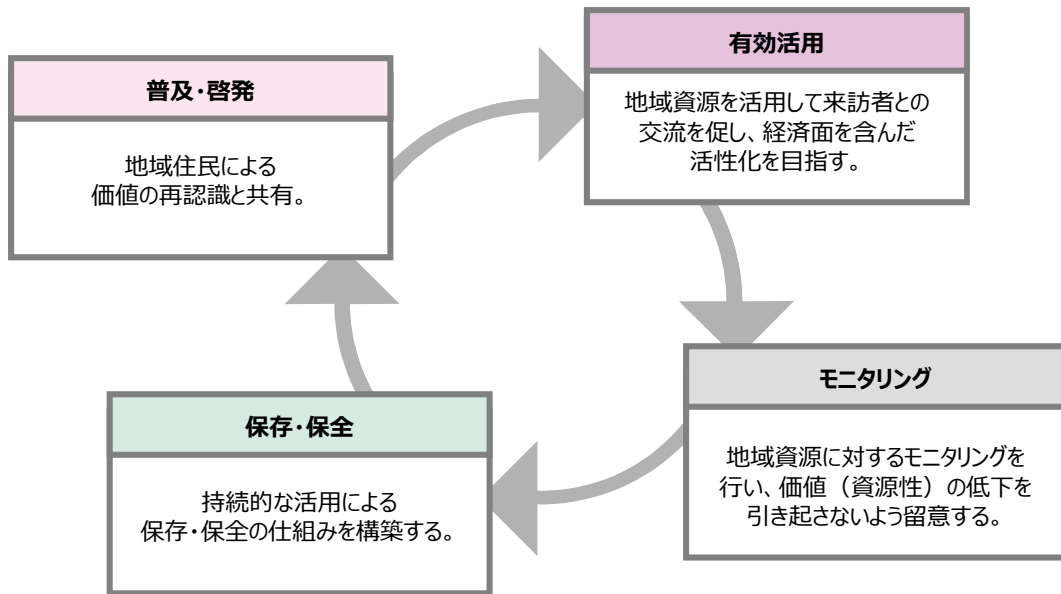


図 46 地域資源を保全する循環的な仕組みづくり

(2) 地域資源の適切な活用推進

平戸市の重要文化的景観選定地域では、「宝探しから持続可能な地域づくり」を目指す取り組みを模索しており、集落で再発見された宝もの（地域資源）を歴史文化まちづくりに結びつけるために、平戸市文化的景観推進会議委員の指導助言を受けながら、次のように「宝活用の5段階（表22）」の取り組みを実施している。この5段階の取り組みは集落における人材育成の状況に合わせてステップアップしていくことが可能であり、汎用性が高いことが分かっている。地域計画についても、最終的には地域資源や産業に立脚した取り組みへとつながっていくことを目指していることから、その手法を用いることとする。

表 22 宝活用の5段階

| 段階 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 宝を 探す | 地域固有の自然、歴史、文化、産業、人などの資源を地域住民が再発見する。 ・新たな視点を加え、住民にとっては日常的なものを地域資源として生かす。 ・地域資源は「創作する」のではなく、まず「探す」ことが必要。 ・宝探しは地域の誇り探しであり、地域の誇りこそ持続可能な展開に使える宝物である。 |
| 宝を 磨く | 再発見された宝を、保存・保全、継承、発展させるための取り組み。 ・発見された宝物の全てを文化観光に利用することはできない。 ・宝探しで収集した資源を生かすためには、宝を磨かねばならない。 |
| 宝を 誇る | 地域の中で、宝の価値を共有するための取り組み。 ・集落で見つけた宝物は、地域の中で共有していく必要がある。 ・来訪者に自ら誇れる宝物であるからこそ、来訪者の心に訴えるものがあり、また、住民もその資源性を保とうという雰囲気醸成や動きにつながる。 |

| | |
|------------------|--|
| 宝を 伝える | 地域の外に向かって、宝の価値を発信するための取り組み。 ・集落の宝物を知ってもらうことから交流は始まる。 ・文化観光ツアーの実施、Webサイトの開設、散策マップの作成など。 |
| 宝を 興す | 宝を活用し、産業に結び付けるための活動。 ・宝物の生かし方は、地域により様々である。 ・例えば文化観光ツアーの見どころにしたり、加工品を作って販売するなど、地域に何らかの益をもたらす仕組みを作ることが重要である。 |



写真 60 現地調査



写真 61 専門家を交えたワークショップ



写真 62 文化観光ツアーの実施



写真 63 食のイベントや加工品の創出

5-2-2. 持続可能な地域への仕組みづくり（保存・保全と活用のロードマップ）

地域資源の保存・保全・活用に関する基本方針（5-2-1）で示したとおり、平戸市においては、過疎化が進む集落の地域資源は、「活用することで、より確実に守ることができる」との観点から、地域資源を生かした歴史文化まちづくりと地域資源の保存・保全の取り組みをリンクさせ、循環的な仕組みとして運用していくことを基本構想の目標として掲げている。これらの目標を達成するためのロードマップを次に示す（表 23）が、地域において活用される（活用の度合いが増していく）地域資源は、住民自らの手により保存・保全されると考えられる。

基本構想パンフレット（文化庁 2013）に記されるとおり、地域資源を生かしたまちづくりの推進は、地域のアイデンティティの確保や地域コミュニティの維持、人びとによって受け継がれてきた知と技の継承などに大きく寄与するものである。



平戸牛



| | ステップ1 (宝を探す・磨く) | ステップ2 (宝を誇る・伝える) | ステップ3 (宝を興す) |
|--|--|---|---|
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の普及啓発 ・人材育成 ・地域資源に対するモニタリング手法の検討 ・教育、生涯学習の推進 ・組織の設立 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の有効活用（文化観光の推進） ・受け入れ体制の確立 ・情報発信の強化、マーケティングの実施 ・地域資源に対するモニタリングの実施 ・文化財への指定推進 ・災害時の文化財保護の仕組みづくりの確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値化の推進 ・循環的な仕組みづくりの確立 ・地域資源の保存保全 |
| 区分 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・地域のまちづくり団体など | <p>【地域資源の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宝探しの実施（宝マップ、宝リスト、季節暦の作成など） ②宝磨きの実施（専門家を交えた勉強会の開催など） ③情報発信の方法検討（ターゲットの明確化と最適な媒体の検討など） <p>【質の高い体験の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④既存プログラムの改良 ⑤新規の文化観光モニターツアーの実施 ⑥文化観光ガイド技術の向上 ⑦先進地視察の実施 <p>【地域資源の保存・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧地域リーダー及び産業などの担い手育成 ⑨地域の生活生業や歴史文化などの強みに根ざした物産づくりの検討 ⑩まちづくりグループの設置 <p>【地域資源のモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪モニタリングを行う体制づくり | <p>【地域資源の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宝探し、宝磨き、宝誇り、宝伝えるの活動を継続（マーケティングの実施） ②宝を誇る活動の実施（地域住民が宝を自慢する） ③宝を伝える活動の実施（宝を他の人に伝える） ④情報発信の強化 <p>【質の高い体験の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤定期的に開催できる文化観光プログラムの開発と実施 ⑥既存プログラムの改良や他のプログラムとの連携 ⑦文化観光ガイド技術の向上（ツーリズムプロデューサーなどの育成） ⑧農家民泊やカフェ、着地型の体験メニューの造成などの受け入れ体制づくりや施設整備の実施 ⑨先進地視察の実施 <p>【地域資源の保存・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩地域リーダー及び産業などの担い手育成 ⑪ヘリテージマネージャーなどの育成 ⑫物産づくりの推進、加工事業者などとの連携促進 ⑬まちづくりグループの自立促進 <p>【地域資源のモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭地域資源のモニタリングと検証 | <p>【地域資源の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宝探し、宝磨き、宝誇り、宝伝えるの活動を継続 ②宝を興す活動の実施（地域の宝でお金を落とす仕組みづくり） <p>【質の高い体験の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③日常的に開催できる文化観光プログラムの開発と実施 ④既存プログラムの改良、他のプログラムとの連携 ⑤ガイド資格の取得、ツーリズムプロデューサーなどの認定 ⑥農家民泊やカフェ、着地型体験などの安定した受け入れ体制の確立 <p>【地域資源の保存・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦地域リーダー及び産業などの担い手育成 ⑧ヘリテージマネージャーなどの認定 ⑨加工品の創出、物産販売、他の産業部門との連携、より高付加価値化に向けた仕組みづくり <p>【地域資源のモニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩地域資源のモニタリングと検証、課題改善に向けた取り組み |
| 行政 | <p>【学術的・技術的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域資源の普及・啓発や担い手育成などにかかる地域勉強会の実施（専門家の派遣や関連情報の提供など） ②まちづくりグループなど関連組織の立ち上げに関するサポート ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など） <p>【広域連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④地域資源の情報発信、集客の検討など（Web、パンフレットなど） ⑤民間団体などへ旅行商品造成依頼 ⑥民間団体と地元住民の連携促進による加工品創出に向けた取り組み ⑦生涯学習や学校教育との連携 ⑧地域ブランドの育成 <p>【ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨文化観光まちづくりの方針策定（平戸市歴史文化基本構想） ⑩歴史文化保存活用区域や関連文化財群を中心とした文化観光まちづくりのアクションプランの策定（アクションプランの策定と財源の確保） ⑪地元住民に対する地域資源の認知度調査と、不足しているカテゴリに対する普及・啓発の実施 ⑫モニターツアー参加者へのアンケート調査を基にした秩序ある公開に向けたルールづくり ⑬モニタリングインデックス（目標に対する取り組みの数値化）の検討 ⑭地域資源防災計画の検討 <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑮既存補助制度などの周知 ⑯国や県補助の活用 | <p>【学術的・技術的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域勉強会の継続 ②関連組織に対するサポートの継続 ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など）と活用 <p>【広域連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④地域資源の情報発信、集客の検討など（VRなどを活用した取り組み） ⑤文化観光プログラム強化（日帰りから長時間滞在型プログラムへの移行へ） ⑥通年文化観光の仕掛けづくり ⑦文化観光プログラム販売チャンネルの開拓 ⑧平戸学の推進 ⑨地域ブランドの育成 <p>【ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩モニタリングの実施及び検証 ⑪モニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ⑫秩序ある公開に向けたルール策定と普及・啓発 ⑬史跡、名勝、天然記念物などへの指定推進 ⑭地域資源の見守り制度の創設 ⑮消防や消防団との連携（文化財レスキューマップの作成など） <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯既存補助制度などの周知 ⑰国や県補助の活用 ⑱新たな補助制度の創設 | <p>【学術的・技術的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域勉強会の継続 ②関連組織に対するサポートの継続 ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など）と活用 <p>【広域連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④地域資源の情報発信、集客の検討など（魅力的なストーリーを最適な媒体を用いて情報発信を行うとともに、持続可能な受け入れ体制を構築するために必要な整備を実施する） ⑤文化観光プログラム強化（日帰りから長時間滞在型プログラムへの移行へ） ⑥通年文化観光の仕掛けづくり ⑦文化観光プログラム販売チャンネルの開拓 ⑧平戸学の推進 ⑨地域ブランドの育成 ⑩認証制度の検討（原産地呼称制度など） ⑪ツーリズムプロデューサーやヘリテージマネージャーなどの認定制度の創設 <p>【ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫モニタリングの実施及び検証 ⑬モニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ⑭秩序ある公開に向けたルール策定と普及・啓発 ⑮史跡、名勝、天然記念物などへの指定推進 <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯既存補助制度などの周知 ⑰国や県補助の活用 ⑱新たな補助制度の創設 |

表 23 地域資源の保存・保全と活用のロードマップ

5-2-3. 地域資源を保存・保全・活用するためのアクション

地域資源の保存・保全・活用に関する課題（5-1）と、地域資源の保存・保全・活用に関する基本的な考え方（5-2-1）を踏まえ、平戸市では、以下の分類でアクションプランを編成する。アクションプランの詳細は、地域資源の保存・活用に関する措置（第8章）に示す。

表 24 アクションの分類

| 分類 | | 効果 |
|--|--|--|
| 守る （保存管理） 地域全体で地域資源の保全管理を行うとともに、住民の日常生活と来訪者による観光が共存できる環境づくりを行う。 | 1 基本的な保存管理体制の確立 2 マナーやルールの確立 3 維持・保全活動の拡充 | ・地域資源を保存保全していく基本的な体制ができる。 |
| 伝える （情報発信・教育） 地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行う。 | 1 ブランドイメージ構築 2 情報発信の推進 3 P R 活動の推進 4 教育、普及活動の推進 | ・地域資源の認知度を高め、誇りや愛着という意識の醸成ができる。 |
| 活かす （整備・活用・受け入れ） 地域資源を活用し、魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者を満足させる受け入れ体制を整備する。 | 1 資源の活用推進 2 ガイダンス機能の充実 3 来訪者の誘導 4 ガイド体制の充実整備 5 アクセスルートの整備 6 ホスピタリティの醸成 7 安全対策の充実 8 エコ・ツーリズムの推進 9 マーケティング 10 伝統文化の振興 11 資産の公開活用 | ・交流を軸に循環型の仕組みを作っていくための基盤ができる。 |
| 学ぶ （調査研究） 文化遺産について学際的な調査を行い、分かりやすい内容で公開する。 | 1 基礎的調査研究の実施 2 テーマ別調査研究の実施 3 調査研究にかかる総合調整機能の充実 | ・基礎研究やテーマ別研究の継続は、文化財行政の根幹となる。 ・調査の過程で、市内博物館などに所蔵される各種資料の把握整理が促進される。 |

5-2-4. 指定文化財に関する個別の方針について

国指定・選定文化財については、次のとおり保存管理計画が策定され、保護の方針などが定められている。

現在、個別の保存管理計画が策定されていないものについても、関係者で共通目標のもと指定文化財の保全と活用を図るため、個別保存管理計画の策定を推進していく必要がある。

(1) 平戸和蘭商館跡

| | |
|-----------|--|
| 区分 | 国指定 |
| 指定年月日 | 大正 11 年 (1922) 10 月 12 日 |
| 種別 | 史跡 |
| 所有者 (管理者) | (管理平戸市) |
| 保存計画の名称 | 平戸和蘭商館跡保存管理計画策定書 |
| 発行年、発行者 | 1988 年、平戸市教委 |
| 保存などの方針 | ①遺跡・遺構の保存と歴史的景観の維持に努める。 ②私権との調整を進めながら現状保持に努める。 ③土地の所有者、一般市民の啓発に努める。 ④当時の商館の範囲確定あるいは将来の環境整備にむかって資料の調査収集に努める。 |

(2) 平戸礫岩の岩石地植物群落

| | |
|-----------|---|
| 区分 | 国指定 |
| 指定年月日 | 平成 14 年 (2002) 3 月 19 日 |
| 種別 | 天然記念物 |
| 所有者 (管理者) | 長崎県 (管理平戸市) |
| 保存計画の名称 | 平戸礫岩の岩石地植物群落 |
| 発行年、発行者 | 2005 年、平戸市教委 |
| 保存などの方針 | ①近年、貴重植物の盗掘被害は減少しているが、多くの貴重種において個体数が少ないため、今後も盗掘防止策の検討が必要である。 ②減少している固体の保護・増殖の検討 ③将来的に入山を前提とした利活用を図る場合は、人数制限などを検討する。 |

(3) 田平天主堂

| | |
|-----------|---|
| 区分 | 国指定 |
| 指定年月日 | 平成 15 年 (2003) 12 月 25 日 |
| 種別 | 建造物 |
| 所有者 (管理者) | カトリック長崎大司教区 |
| 保存計画の名称 | 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」に係る建造物個別保存管理計画書 |
| 発行年、発行者 | 2009 年、平戸市教委 |
| 保存などの方針 | ①原則として建造物を構成する各部材については、材料自体の保存を行う。ただし、定期的に材料の取替えを必要とする補修が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩を保存する。保存建造物については、調査をふまえた復元的行為を行う。 ②田平天主堂が立地する周辺環境も、文化財を構成する重要な要素であり、一体的な保全を図る必要がある。 ③地域住民や来訪者へ広く親しまれることを目指す。 |

(4) 棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園

| | |
|-----------|--------------------------|
| 区分 | 国指定 |
| 指定年月日 | 平成 25 年 (2013) 10 月 17 日 |
| 種別 | 名勝 |
| 所有者 (管理者) | 個人 |
| 保存計画の名称 | 名勝棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園保存管理計画策定書 |



| | |
|---------|--|
| 発行年、発行者 | 2016年、平戸市 |
| 保存などの方針 | <p><棲霞園></p> <p>①庭園の保護のため、来場者の行動を制限する柵や園路の整備が必要である。</p> <p>②斜面地の土砂が下部に堆積しないよう斜面保護に努める。</p> <p>③石組・景石・敷石などは現状のまま固定し、崩落が進まないよう保護措置を行う。</p> <p>④池水の管理に努め、移動した石灯笼や手水鉢を可能な限り元の位置に戻す。</p> <p>⑤後背地の植生の管理を行う。</p> <p>⑥建造物の維持に努める。</p> <p><梅ヶ谷津偕楽園></p> <p>①石垣遺構の復元を検討する。</p> <p>②斜面地の土砂が下部に堆積しないよう斜面保護に努める。</p> <p>③排水設備の整備を行う。</p> <p>④周辺の緑地の保全を行う。</p> <p>⑤建造物の維持に努める。</p> |

(5) 大島村神浦伝統的建造物群保存地区

| | |
|----------|--|
| 区分 | 国選定 |
| 指定年月日 | 平成20年(2008)6月9日 |
| 種別 | 伝統的建造物群 |
| 所有者(管理者) | (管理平戸市) |
| 保存計画の名称 | 平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存対策調査報告 |
| 発行年、発行者 | 2007年、平戸市教委 |
| 保存などの方針 | <p>①離島の港町としての歴史的町なみを保全する。特に神浦湾沿いに湾曲しながら走る通り沿いに形成される家屋群は、全国の町なみと比較しても残りがよい。</p> <p>②地割りや石垣をはじめとする石造物も一体的に保全する。</p> <p>③地元の建築技術の継承に努める。</p> <p>④港や道路については、歴史的文脈に合わせて回復を検討する。</p> |

(6) 平戸島の文化的景観

| | |
|----------|---|
| 区分 | 国選定 |
| 指定年月日 | 平成22年(2010)2月22日、同年8月5日追加選定 |
| 種別 | 重要文化的景観 |
| 所有者(管理者) | (管理平戸市) |
| 保存計画の名称 | 平戸島の生月島の文化的景観保存計画 |
| 発行年、発行者 | 2009年、平戸市教委 |
| 保存などの方針 | <p>①キリシタン文化を基層とする集落構造を引き継ぐ。</p> <p>②棚田、牧野を中心とした農漁村景観を引き継ぐ。</p> <p>③豊かな自然景観を保全する。</p> <p>④地域の精神文化の重層性(無形の要素)を引き継ぐ。</p> |

【参考文献】

- 文化庁ホームページ『「歴史文化基本構想」について』
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/index.html>
- 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎(2010)『宝探しから持続可能な地域づくりへ』



春日の棚田

